

## 旭中学校区小学校統合推進委員会設置要綱

### (設置)

第1条 旭東小学校，旭南小学校，旭西小学校及び旭北小学校の統合を円滑に推進するとともに，新しい学校づくりについて協議するため，旭中学校区小学校統合推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

### (所掌事項)

第2条 委員会は，次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 統合校の統合準備に関すること。
- (2) その他統合に関し必要なこと。

### (組織)

第3条 委員会は，次に掲げる委員をもって組織し，教育長が委嘱する。

- (1) 市議会議員代表
- (2) 4小学校の教職員代表
- (3) 旭中学校の教職員代表
- (4) 旭幼稚園の教職員代表
- (5) 4小学校及び旭中学校のPTA代表
- (6) 4小学校に係る地域住民代表

### (任期)

第4条 委員の任期は，統合が完了する年度までとする。

2 教育長は，特定の地位又はその職（以下「地位等」という。）にあるため委員となった者が当該地位等に該当しなくなったときは，委員の職を辞したものとみなし，当該地位にある者を委員として委嘱する。

3 委員に欠員が生じた場合は，必要に応じて委員を補充することができる。

### (報償及び費用弁償)

第5条 推進委員には，会議1回につき1,000円の報償費を支給し，費用弁償する。

2 前項の規定にかかわらず，教職員の地位等により委員となったものについては，その勤務時間内に行われた会議については報償費を支給しない。

### (委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は委員の互選により選出する。

3 委員長は会務を総理し，委員会を代表する。

4 副委員長は委員長を補佐し，委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは，その職務を代理する。

### (会議)

第7条 委員会の会議(以下「会議」という。)は，委員長が招集し，議長となる。

2 委員長は，必要があると認めるときは，会議に委員以外の者の出席を要請し，意見若しくは説明を聴き，又は資料の提出を求めることができる。

3 緊急を要するなどやむを得ない事情により会議の招集が困難であると委員長が認める場合は，書面により委員の意見を求め，その結果をもって推進委員会の承認に

代えることができる。

- 4 第3項に規定する承認を行った場合、委員長はその結果を書面により速やかに委員に報告するとともに、次回の会議において報告するものとする。

(専門部会)

第8条 委員会は、所掌事項の推進のため、専門部会を複数設置することができる。

- 2 専門部会は、委員会の指示により、所掌事項に係る資料収集、相互間の連絡調整及び関連する業務を行うものとし、その経過及び結果を委員会へ報告するものとする。
- 3 部会員は委員長が委員の中から指名する。ただし、委員長が必要と認める場合、委員会の承認を得て、委員以外の者を指名することができる。
- 4 専門部会に部会長及び副部会長を置く。
- 5 部会長及び副部会長は当該専門部会に属する委員の互選により選出する。
- 6 部会長は専門部会の業務を総理する。
- 7 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 8 専門部会の会議は、部会長が招集し、議長となる。
- 9 部会長は、必要があると認めるときは、会議に部会員以外の者の出席を要請し、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 委員会及び専門部会の庶務は、教育委員会教育総務課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。